

ひ、求貯へぬ。去年享保六年辛丑の冬、本藩に在て伊勢右京貞廣貞廣は、鞍轡等の鑑賞家の鑑賞云。此鞍聞及びぬる迄にて、見ぬる事は今日初なり。猶古記を考へ、重て其實をしらせ侍らんとて、今茲正月に至り鞍を還し云越けるは、是中世以上の物にして、源平兩家と稱せし頃の鞍也。今の鏡鞍出來候て後は、鏡鞍に對してさし鞍と稱す。甚奇珍の物也。公家歸藩あらば貞廣此旨を可奉告、其意得すべしと云。然るに余は今年四月、召に因て東都に至り、貞廣は六月病死しぬ。然れば右の言、公所に可達様なからん事を嘆き、秋九月鞍を東都に致し、貞廣が言を以て奉公所ぬ。十一月命下りて云。珍敷鞍入御覽御滿悦の事也。考證にも可成ものと思召、委細寫しを仰付らるゝ故、鞍は還し給ふと也。嗣君の御覽をも經候が故に、其事の頭末を記し後昆に貽すもの也。其後鞍の來歴を、筑後守新井君美へ達し、新井丈の證許を請ぬるに一割を賜て云。

右鞍の制は、式などにも造るべき料物などは見え候へども、形制は不詳候。倭名鈔等にも唐鞍・移鞍・結鞍三名を載せ候。通方卿錦抄には、倭鞍・水干鞍等見え候て、結鞍

の名は不載候か。外にもありこそすべく候へども、老拙見及候ものは、南都正倉院藏の鞍、古の倭鞍と申すものか。大やうは今の鞍の形制にして、居木四枚を前後の輪にさし貫きたるものに候。今の如くに居木を輪に結びつけ候ものは、すなはち結鞍と申すものに候。結鞍の料など、式にも見え候か。しかるに今昔物語のうちに、しづ鞍と申すもの二三所見え候ひしと覺え候。これらも外の物にも載せ候やらん、老拙は覺え候はず。いかなる物に候か。但し相州の所領地即新州の采地のの邊にて、土俗草鞍と稱し今の荷鞍を、驛の製によりて、軍騎の用となし候事有之候に付、これは源平盛衰記に候草鞍の遺制印本盛衰記に候草鞍に、ウツクは假名つけしは誤か。これらものしづくらと申すものと、相意得打過ぎ候き。但其形制はいかにかともしれず候處に、此度此鞍にてはじめて其形制を見る事を得候て、幸甚の至に候。此のもの古にいはゆるしづ鞍と見え申候。太平記に平時政鎌倉草創の初に、江島に參籠三鱗を得候て、初て旗紋にせられ候と申す事候。若此事三鱗形の紋の始とすべく候はむには、此鞍は北條の家物にて、武藏・相模のほとりに、民間に遺り

居候ものゝ、今出來り候と存ぜられ候。今の鞍の制は、足利殿の代に古の結鞍の制にもとづき、尺寸等をも改め造り出し候ものに候へば、年代を推し候はゞ、京の代よりは二百年許はさきなるものと見え候。かざりなし候處は、いにしへに申傳候金貝鞍にて、白金物と申すもの候。古きものに銀覆輪・白覆輪などのわかれ候は、銀と鉛錫との別による事に候。菊花の居紋の事は、古へはなにも通じ用ひ候こと勿論に候へば、これを以ていづれの人の紋の鞍とは、申すべからず歟。返すゝ奇珍の物を、傍觀を許され候と存候によりて、愚管の及び候事ども、大略を記し候事に候。以上。

十一月六日

君 美

一、大石良雄の詠歌

貝の珠をひろひて人に贈り侍るとて、
捨はつる身はあら磯のうつほ貝誰とり擧て玉とかは見る
右大石良雄が詠歌とて郡氏の話也。

一、補正成公畫像讚

惟昔北條氏恣滔天之惡、氛祲上蔽三辰。宸極晦光、乘輿蒙

塵。天子銳志中興、瞻思謀臣。安危扶頤。補公其人。料敵制勝、用兵如神。若夫龍蟄乎九淵、雷震乎八紘。以一身當天下之衝、以孤城挫百萬之英。卒能掃盡鯨鯢、以致四海之澄清。緊公之膚功偉略、孰復與之抗衡。迨乎國難重興、兩虎虓爭。海宇潰決。天傾墜崩。公獨慘惓王室。始終一誠。方關西之役、既知國事之不可爲、寧血戰而結纆。中路歸子於家。諄諄誠以忠貞、今其言與心。皆丹青之所不能傳。而特見於圖者。儼然之貌。藹然之色。總角跪前、見子之翼。一編親授。善乎貽則。子孫世守。忠孝兩得。嗚呼公乎。臨死從容。不忘憂國。悠々千載。瞻仰曷極。唯可與蜀相並稱。而比其德者歟。

右者享保十年乙巳津田執事敬脩、補公の像を渭川狩野伯圓に畫せしむ。渭川八十、四歲矣。此畫本相公閣下御存生の内、種々御好の儀共多有之、數年にして御終焉の年の春出來せり。其畫の寫なり。於是讚語を予に依頼し鳩巢先生へ望めり。今茲八朔讚語出來し畫上に書せらる。執事家録に備へり。

一、清泰夫人御屋敷尾州侯へお渡しの事